次世代革新炉の開発に必要な研究開発基盤の整備に関する 検討会の運営について

令和4年10月17日 研究開発局原子力課

次世代革新炉の開発に必要な研究開発基盤の整備に関する検討会(以下「本会議」 という。)の運営については、以下のとおり定めることとする。

(会議の公開)

第1条 本会議は原則として公開とする。ただし、主査が非公開とすることが適当と 認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議資料の公開)

第2条 本会議の会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(議事概要の公開)

第3条 本会議の議事は、議事概要等をホームページへの掲載等により公開する。ただし、主査が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し 必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

以上